

呉市製造請負契約約款

（総則）

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書等（別冊の仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令及び呉市契約規則（昭和39年呉市規則第50号）を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、頭書記載の製造請負（以下「製造請負」という。）における契約の目的物（以下「物件」という。）を頭書記載の納入期限（以下「納入期限」という。）内に納入し、発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 製造請負を完成させるために必要な一切の手段については、この契約書及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めるものとする。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 契約書の履行に関して発注者と受注者との間で用いる時刻は、日本標準時とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

（指示等及び協議の書面主義）

- 第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、申出、承諾及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、10日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、指示等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。
- 4 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（権利義務の譲渡等）

- 第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、物件を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委任又は下請負の禁止）

- 第4条 受注者は、製造請負の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（受注者の通知義務）

- 第5条 受注者は、この契約の履行につき、製造請負の全部又は主体的部分以外の部分を第三者に委任し、又は請け負わせた場合において、発注者の請求があった場合は、遅滞なく、発注者に通知しなければならない。

（特許権等の使用）

- 第6条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（条件変更等）

第7条 受注者は、製造請負を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 仕様書等に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 仕様書等の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際の履行条件と相違すること。
 - (5) 仕様書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号のいずれかに掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後10日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号のいずれかに掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、仕様書等の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により仕様書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは納入期限若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときについての当該必要な費用を負担しなければならない。

（仕様書等又は指示の変更）

第8条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書等又は製造請負に関する指示（以下「仕様書等又は指示」という。）の変更内容を受注者に通知して、仕様書等又は指示を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、納入期限若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（製造請負の中止）

第9条 発注者は、必要があると認めるときは、製造請負の中止内容を受注者に通知して、製造請負の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により、製造請負を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、納入期限又は請負代金額を変更し、又は受注者が製造請負の続行に備え、製造請負の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（製造請負に係る受注者の提案）

第10条 受注者は、仕様書等又は指示について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等又は指示の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等又は指示の変更を提案することができる。
- 3 発注者は、前項の規定により仕様書等又は指示が変更された場合において、必要があると認められるときは、納入期限又は請負代金額を変更しなければならない。

（受注者の請求による納入期限の延長）

第11条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により納入期限内に物件を納入することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に納入期限の延長変更を請求することができる。

（発注者の請求による納入期限の短縮等）

第12条 発注者は、特別の理由により納入期限を短縮する必要があるときは、納入期限の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この契約書の他の条項に規定により納入期限を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、受注者に通常必要とされる納入期限に満たない納入期限への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（納入期限の変更方法）

第13条 納入期限の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が納入期限の変更事由が生じた日（第11条の場合にあっては、発注者が納入期限の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が納入期限の変更の請求を受けた日）から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第14条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金額の変更事由が生じた日から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（一般的損害）

第15条 物件の引渡し前に、物件に生じた損害その他製造請負を行うにつき生じた損害（次条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（不可抗力による損害）

第16条 受注者は、天災その他の不可抗力により、重大な損害を受け、物件の納入が不可能となったときは、発注者に対し、遅滞なくその理由を詳細に記した書面を提出し、契約の解除を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の請求を受けたときは、直ちに確認を行い、受注者が明らかに損害を受け、これにより物件の納入が不可能となったことが認められる場合は、受注者の契約の解除の請求を承認するものとする。

（請求金額の変更に代える仕様書等の変更）

第17条 発注者は、第6条から第10条、第12条又は第15条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別な理由があるときは、仕様書等の変更をもって請負代金額の増額分又は負担する費用の全部又は一部の支払に代えることができる。この場合において、仕様書等の変更内容は発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第18条 受注者は、物件を納入したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に、その指定する職員（以下「検査員」という。）をして、受注者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、物件の納入の検査を完了させるとともに、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査に合格した後、受注者が物件の引渡しを申し出たときは、直ちに当該物件の引渡しを受けるものとし、所有権は引渡しを完了したときから発注者に移転するものとする。

- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該物件の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にすることを請求することができる。この場合においては、受注者は当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、物件が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して検査員の検査を受けなければならない。当該検査に合格した場合においては、前2項の規定を準用する。

（請負代金の支払）

第19条 受注者は、前条の検査に合格したときは、請負代金の支払を発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に請負代金を受注者に支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分引渡し）

第20条 物件について、発注者が仕様書等において納入期限に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の物件の納入を完了したときについては、第18条中「物件」とあるのは「指定部分に係る物件」と、同条第4項及び前条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項に規定する場合のほか、この物件の一部が完成したときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第18条中「物件」とあるのは「引渡し部分に係る物件」と、同条第4項及び前条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 3 前2項の規定により準用される前条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る請負代金額は発注者と受注者とが協議して定める。

（第三者による代理受領）

第21条 受注者は、発注者の承諾を得て、請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第19条（前条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払をしなければならない。
- 3 発注者が受注者の提出する支払請求書に受注者の代理人として明記されたものに契約代金の全部又は一部を支払ったときは、発注者は、その責めを免れる。

（部分引渡しに係る請負代金の不払いに対する製造請負の中止）

第22条 受注者は、発注者が第20条において準用される第19条に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、製造請負の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が製造請負を一時中止にした場合において、必要があると認められるときは納入期限若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な金額を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第23条 発注者は、引き渡された物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、その修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 前2項に規定する場合において、発注者は、履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- 4 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただ

し、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 物件の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第23条の2 発注者は、納入された物件に関し、第18条の規定による引渡し（以下本条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、契約代金の減額の請求又は契約の解除（以下本条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、物件の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 納入された物件の契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその指示が不当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第24条 受注者の責めに帰すべき事由により納入期限内に物件を納入することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金から第20条の規定による部分引渡しに係る請負代金を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）をもって計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により第19条第2項（第20条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率をもって計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の契約解除権)

第25条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 納入期限内にこの契約を履行しないとき又は履行する見込みが明らかでないとき。
- (2) 正当な理由なく、第23条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができると認められるとき。
- (4) 第27条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。ただし、受注者

の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第1項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の債務について履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（発注者の任意解除権）

第26条 発注者は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の契約解除権）

第27条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第8条の規定により仕様書等を変更したため、請負金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第9条の規定による製造請負の中止期間が、契約締結日から納入期限までの期間の10分の5を超えたとき。ただし、中止が製造請負の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の物件の納入した後3月を経過しても、なお中止が解除されないとき。

(3) 発注者が契約に違反し、それにより製造請負を完了することが不可能となったとき。

2 受注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を請求することができる。

（解除の効果）

第28条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第20条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りではない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既に製造請負を完了した部分（第20条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する請負代金額（以下「既履行部分代金額」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め受注者に通知する。

（保険）

第29条 受注者は、任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものをすみやかに発注者に提示しなければならない。

（秘密の保持）

第30条 発注者及び受注者は、契約の履行を通じて知り得た相手方の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。契約の履行に当たる受注者の使用人も、同様の義務を負い、この違反について受注者はその責めを免れない。

（遅延利息の徴収）

第31条 受注者の責めに帰すべき事由により、受注者がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を指定の期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで支払遅延防止法の率をもって計算した遅延利息を徴収する。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、発注者がこの契約に基づく損失補償金又は損害賠償金を指定の期間内に支払わないときは、受注者は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで支払遅延防止法の率をもって計算した遅延利息を請求することができる。

（相殺）

第32条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保

証金返還請求権、契約代金請求権その他の債権と相殺することができる。この場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

2 前項の場合において、充当する金銭債権の順序は発注者が指定する。

（談合その他の不正行為があった場合等の解除）

第33条 発注者は、この契約に関して受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を受け、当該命令が確定したとき。

(2) 受注者が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑に処せられたとき。

(4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法第198条の規定による刑に処せられたとき。

2 第25条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

3 受注者は、第1項の規定に該当するときは、契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2（ただし、同項第4号に該当するときは10分の1）に相当する金額を損害賠償金として、発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。

4 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

（役員等が暴力団関係者である場合等の解除）

第34条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合はその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

(2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 前3号に規定するときのほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 受注者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

2 第25条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第35条 受注者は、契約の履行に当たり、暴力団等からの不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 受注者は、前項の排除対策を講じたにもかかわらず、納入期限内に物件の納入を完了することができないおそれがある場合には、発注者と協議しなければならない。

4 受注者は、前項の規定による協議の結果、納入期限内に物件の納入を完了することができないと発注者が認めた場合には、第11条の規定による納入期限の延長変更の請求を発注者に行うものとする。

5 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

6 受注者は、前項の被害により、納入期限内に物件の納入を完了することができないおそれがある場

合には、発注者と協議しなければならない。

- 7 受注者は、前項の規定による協議の結果、納入期限内に物件の納入を完了することができないと発注者が認めた場合には、被害届受理証明書を添えて、第11条の規定による納入期限の延長変更の請求を発注者に行うものとする。

（裁判等の管轄）

- 第36条 発注者又は受注者は、発注者と受注者との間の紛争に係る民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てについては、呉簡易裁判所又は広島地方裁判所に行う。

（補則）

- 第37条 この契約書及び仕様書等の中に、前各条に定めるものと相違する規定がある場合は、発注者及び受注者は、当該規定に従うものとする。
- 2 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

個人情報等取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 受注者は、この契約による業務（以下「本件業務」という。）の実施に当たって受注者が保有することとなる個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び行政機関等匿名加工情報等（以下「個人情報等」という。）の取扱いについては、個人情報等の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令（条例及び規則を含む。）の規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 受注者は、本件業務に関して知り得た個人情報等の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 受注者は、本件業務の処理に従事する者（以下「業務従事者」という。）が、前項の規定を遵守するよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な管理）

第3条 受注者は、個人情報等の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、個人情報等管理責任者を選任しなければならない。

3 個人情報等管理責任者は、この特記事項に定める事項を業務従事者に周知し、適切にその実施がされるよう監督しなければならない。

4 受注者は、個人情報等を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所等」という。）を定めるとともに、作業場所等に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

5 受注者は、個人情報等の取扱いに着手する前に前各項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、書面により発注者に報告しなければならない。報告した内容を変更する場合も、同様とする。

（持ち出しの禁止）

第4条 受注者は、発注者の指示若しくは依頼又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報等が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下「個人情報等資料」という。）を作業場所等から持ち出してはならない。

（複写等の禁止）

第5条 受注者は、発注者の指示若しくは依頼又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報等資料を複写し、若しくは複製し、又は加工してはならない。

（収集の制限）

第6条 受注者は、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、本件業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報等を収集しなければならない。

（利用の制限）

第7条 受注者は、本件業務の目的以外の目的のために、個人情報等を受注者の内部において利用してはならない。

（提供の制限）

第8条 受注者は、この契約の本則中の規定により発注者の承諾を得て本件業務の主体的部分以外の部分を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。）に委任し、又は請け負わせる場合であって、あらかじめ発注者の書面による当該提供の承諾を得ているときを除き、本件業務の目的以外の目的のために、個人情報等を第三者に提供してはならない。

（再委託の制限）

第9条 受注者は、本件業務を処理するための個人情報等を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、前条に規定する場合であって、あらかじめ発注者の書面による当該取扱いの承諾を得たときは、この限りでない。

- 2 受注者は、前条又は前項ただし書の承諾を得て、本件業務に係る個人情報等を第三者に提供し、又は取り扱わせる場合には、個人情報等の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び発注者が指示する事項について、当該第三者（以下「再受託者」という。）と書面により約定しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により行う約定において、再受託者が個人情報等を他の者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

（報告及び検査）

第10条 発注者は、個人情報等を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受注者に対し、個人情報等の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

- 2 発注者は、個人情報等を保護するために必要な限度において、委託契約期間中少なくとも1年に一度、個人情報等の管理の状況及び委託業務の履行状況について、原則として作業場所等において検査するものとする。ただし、次に掲げる場合は、受注者からの報告書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

(1) 契約期間が1年以内の場合

(2) 遠隔地、感染症のまん延その他実地検査が困難と認められる場合

- 3 受注者は、発注者が第1項の報告を求めた場合又は前項の規定による検査（報告書の提出に代える場合を含む。）を実施する場合には、これに協力しなければならない。

（事故発生時等における報告）

第11条 受注者は、個人情報等の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、遅滞なく発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報等資料の返還等）

第12条 受注者は、本件業務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報等資料を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、発注者の指示に従い、直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第13条 発注者は、受注者がこの特記事項に違反し、若しくは個人情報等の漏えい等をし、又は受注者の個人情報等の取扱いが不適当であると認められるときは、この契約を解除するとともに、発注者に生じた損害の賠償を受注者に請求することができる。